

平成30年8月26日

三重県柔道協会 会員各位

三重県柔道協会
会長 平賀秀忠
(公印省略)

公認柔道指導者資格C指導員養成講習会及び更新講習会の開催について
みだしのC指導員養成講習会及び「更新ポイント取得」や「復活申請」を目指した更新講習会
を併せて開催しますので、それぞれの受講希望者を下記のとおり募ります。

記

1 各講習会の日時

- (1) C指導員養成講習会・一日目(兼 A・B・C指導員更新講習会、兼 復活申請講習会)
11月23日(金、祝日) 9:00～16:00
- (2) C指導員養成講習会・二日目(兼 A・B・C指導員更新講習会、兼 復活申請講習会)
12月16日(日) 9:00～16:00

2 場所

鈴鹿市武道館 道場・研修室(鈴鹿市江島台2-6-1) TEL059-388-0622

3 講習会日程表(時間割)

別添(平成30年度(公財)全日本柔道連盟三重県公認指導者資格講習会日程表)のとおり

(注意事項)

- ① C指導員養成講習は2日間受講して、講習会終了後に検定試験を行う。また、4時間の課題レポートを提出しなければならない。
- ② 三重県でのB指導員養成講習は、隔年開催としている。原則として所属する都道府県で受講することになっているが、やむを得ない場合は、他都道府県への事前連絡により他都道府県での受講も認められる。(※全柔連H. P. で案内されている。)
- ③ 更新ポイントの取得は、同位又は下位の養成講習会を受講した場合に認められる。よって、A・B・C指導員がC指導員養成講習カリキュラムを受講することで更新ポイントが与えられる。原則として一日を通した受講とし、個別の講義受講によるポイント取得は認めない。
- ④ 1ポイントは60分以上の講義1回を受講した場合に付与される。ポイントは講義時間の長短ではなく講義数に応じて付与される。(1)の「安全管理・指導I」及び(2)の「救急処置I」は、2時間の同一講義であるため1ポイントと定められている。
したがって、
(1)～5講義＝5ポイント、(2)～5講義＝5ポイント
となる。
- ⑤ 復活申請を目指した更新講習会は、柔道指導法1時限((1)基本指導、(2)投げ技、(3)固め技の内の1時限)を含む4時限を受講しなければならない。その柔道指導法は、11月23日と12月16日の日程にそれぞれ含まれており、いずれかの1日を受講すればよい。なお、両日共に5講義＝5ポイントであるため、余った1ポイントは更新ポイントとする。
- ⑥ 現在のポイント取得状況を知りたい者は、各地区理事長に問合せ確認すること。

4 受講基準等

(1) C指導員養成講習会

C=満20歳以上、二段以上 (※ 受講時点でこの基準を満たしている必要がある。)

(2) A・B・C指導員更新講習会

下記有効期間の更新期限内に更新ポイントを取得しなければ資格を更新できないので、計画的に更新講習会に参加してポイントを取得されたい。

(受講年度ごとの認定年度、有効期間、更新期限及び更新に必要なポイント)

ア 平成23-24年度 移行措置認定者

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33
A	(認定)								
B	←更新講習1回(H27.9/13)→				←10ポイント→				
C	←更新講習(H27.9/13)→		←6ポイント→			←6ポイント			

イ 平成25年度 受講

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33
C	受講	(認定)	←更新講習(H27.9/13)→		←6ポイント→			←6ポイント	

ウ 平成26年度 受講

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33
C		受講	(認定)	←6ポイント→			←6ポイント		

エ 平成27年度 (11/23, 12/23, 12/27) 受講

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33
B			受講	←10ポイント→			←10ポイント		
C			(認定)	←6ポイント→			←6ポイント		

オ 平成28年度 (11/23, 12/18) 受講

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33
C				受講	←6ポイント→			←	
				(認定)					

カ 平成29年度 (11/19, 11/23, 12/17) 受講

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33
B					受講	←10ポイント→			←
C					(認定)	←6ポイント→			←

(3) 復活申請を目指した更新講習会

更新講習会未受講による資格停止の場合には、4年以内に更新講習会を受講した場合に復活申請を行うことができます。ただし、会員登録を1年でも怠っている場合は、資格が失効しており、復活申請を行うことができません。

(4) 全日本柔道連盟の会員登録

受講者は、全日本柔道連盟の会員登録済みの者(※更新受講は指導者資格登録済みの者)でなくてはならない。

